

「民泊」まず東京・大田区

政府方針 外国人対象、来年中に

政府は28日、一般の家を宿泊施設として活用する「民泊」について、全国で初めて東京都大田区で実現させる方針を固めた。旅館業法は多くの人からお金をもらって繰り返し

返し泊める場合、必要な設備を整えることを求めているが、大田区ではマンションなどの個人住宅で外国人を泊める事業が来年中に可能となる見通しだ。

大田区は政府が地域限定で規制を緩和する国家戦略特区の対象地域。政府は来月に開く国家戦略特区諮問会議で大田区の民泊の計画を承認する。大田区は年内にも条例を

制定する。

大田区は羽田空港が立地しており、2020年の東京五輪に向けて外国人観光客の宿泊施設の確保が課題となっていた。条例案では7日以上滞在する外国人を対象に民泊を認める方向。トラブル防止のため、区が立ち入り検査できる規定も設ける。